

## 平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第十  
四条第三号の規定に基づき、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定め  
る。

### 目次

第一章 総則（第一条）

第二章 安全機能を有する施設（第二条～第二十一条）

重大事故等対処施設（第二十二条～第三十五条）

### 附則

（定義）

この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法  
律及び核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）。以下「加工規  
則」という。において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによ  
る。

一 「設計基準事故」とは、加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして  
安全設計上想定すべきものをいう。

二 「安全機能」とは、加工施設の通常時又は設計基準事故時において、加工施設の安全性を確  
保するために必要な機能をいう。

三 「安全機能を有する施設」とは、加工施設のうち、安全機能を有するものをいう。

四 「安全上重要な施設」とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又  
は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼ  
すおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が加工施設を設置する工場  
又は事業所（以下この章及び次章において「工場等」という。）外へ放出されることを抑制し、  
又は防止するものをいう。

五 「重大事故等対処施設」とは、プルトニウムを取り扱う加工施設において重大事故（以下「重大事故等」と総  
称する。）に對処するための機能を有する施設をいう。

六 「重大事故等対処設備」とは、プルトニウムを取り扱う加工施設において重大事故等に対処  
するための機能を有する設備をいう。

七 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件におい  
て、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は  
機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。以下同じ。）又は従属  
要因（单一の原因によって確實に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。）  
によって同時にその機能が損なわなければならないことをいう。

（核燃料物質の臨界防止）

第二章 安全機能を有する施設

（核燃料物質の臨界防止）

第二条 安全機能を有する施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的  
に安全な形状寸法にすることとその他の適切な措置を講じたものでなければならない。

2 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるも  
のに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止  
するために必要な設備を設けなければならない。（遮蔽等）

第三条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシヤイン線に  
よる工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければ  
ならない。

2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に  
掲げるものでなければならない。

一 管理区域その他工場等内の人々が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適  
切な措置を講じたものとすること。

二 放射線業務従事者が設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができる  
ものとすること。

### （閉じ込めの機能）

第四条 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができる  
ものでなければならない。

### （火災等による損傷の防止）

第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれないよう、火  
災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消防を行う設備（以下「消防設備」といい、安  
全機能を有する施設に属するものに限る。）及び早期に火災発生を感じする設備（以下「火災感  
知設備」という。）並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

2 消火設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起き  
た場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわるものでなければならない。

### （安全機能を有する施設の地盤）

第六条 安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施  
設のうち、地震の発生によつて生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による  
公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三  
項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該安全機能を有す  
る施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設け  
なければならない。

3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

（地震による損傷の防止）

### 第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によつて生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の  
喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震によ  
る加速度によつて作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対しても安全機能  
が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によつて生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能  
が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（津波による損傷の防止）

第八条 安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼす  
おそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対しても安全機能が損なわれるおそれがないも  
のでなければならない。

### （外部からの衝撃による損傷の防止）

第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同  
じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される  
自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に  
考慮したものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損な  
わせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対し  
て安全機能を損なわるものでなければならない。

(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

**第十一条** 工場等には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与える又は他の物件を損傷するおそれがある物件を持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十九号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。

(溢水による損傷の防止)

**第十二条** 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないのでなければならない。

(誤操作の防止)

**第十三条** 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。

**第十四条** 安全機能を有する施設は、容易に操作することができるものでなければならない。

(安全避難通路等)

**第十五条** 加工施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

(安全機能を有する施設)

第五条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならない。

二 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を發揮することができるものでなければならない。

三 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

四 安全機能を有する施設は、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、その安全機能を損なわないのでなければならない。

五 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を同一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性を損なわないのでなければならない。

(設計基準事故の拡大の防止)

**第十六条** 安全機能を有する施設は、設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。

(核燃料物質の貯蔵施設)

**第十七条** 加工施設には、次に掲げるところにより、核燃料物質の貯蔵施設を設けなければならない。

一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものとすること。

二 冷却のための必要な措置が講じられているものであること。

(廃棄施設)

**第十八条** 加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)を設けなければならない。

2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限り)を設けなければならない。

(放射線管理施設)

**第十九条** 工場等には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

(監視設備)

**第二十条** 加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、当該加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

(非常用電源設備)

**第二十一条** 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置(安全機能を有する施設に属するものに限る。)及び多様性を確保した通信連絡設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。

(通信連絡設備)

**第二十二条** 加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において重大事故の発生を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

2 プルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

3 プルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故が発生した場合において、プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

(火災等による損傷の防止)

**第二十三条** 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消防設備及び火災感知設備を有するものでなければならない。

(重大事故等対処施設の地盤)

**第二十四条** 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設けなければならない。

一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。)と接続するものにあっては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なプルトニウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設(基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤)

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設(第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤)

3 前項第一号の重大事故等対処施設は、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

1 第一項第一号の重大事故等対処施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。



(通信連絡を行うために必要な設備)

**第三十五条** プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。

**附 則**

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十一月十八日）から施行する。

**附 則（平成三〇年六月八日原子力規制委員会規則第六号）**

この規則は、公布の日から施行する。